電気通信大学UECコミュニケーションミュージアム学術調査員規程

平成29年 3月22日 改正 平成31年 1月16日 平成31年 3月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学UECコミュニケーションミュージアム規程第9条の 規定に基づき、電気通信大学UECコミュニケーションミュージアム学術調査員(以下 「学術調査員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (要件)

- 第2条 学術調査員は、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。
 - (1) 本学元教職員
 - (2) 電気通信大学UECコミュニケーションミュージアム(以下「ミュージアム」という。) の運営の支援ができる知識及び能力を有すると館長が認めた者

(支援事項)

- 第3条 学術調査員は、館長又は委員会の指示に基づき次の各号に掲げる支援を行う。
 - (1) 館内案内に関すること。
 - (2) 館内展示に関すること。
 - (3) 所蔵品に関すること。
 - (4) その他ミュージアムの業務に関すること。

(委嘱等)

- 第4条 学術調査員は、館長の推薦に基づき、電気通信大学UECコミュニケーションミュージアム運営委員会(以下「委員会」という。)の議を経て、学長が委嘱する。
- 2 学術調査員の推薦に当たって、候補者は、活動計画書(別紙様式)を館長に提出するものとする。
- 3 原則として、学術調査員は、館内各展示室を担当し、その人数は各展示室について、 2名を超えないものとする。

(年齢制限)

第5条 当該年度の4月1日現在において、満75歳以上の者については、学術調査員と して委嘱することができない。ただし、学長がミュージアムの運営において必要と認め た場合は、この限りでない。

(任期)

第6条 学術調査員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後 任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 学術調査員には、原則として、報酬等は支給しない。ただし、館長が特に必要と 認める業務等を行う場合は、学術調査員に謝金等を支払うことができる。 (活動時間)

第8条 学術調査員の活動時間は、原則として、ミュージアム開館時間内とする。ただし、 館長の事前の指示がある場合は、活動時間を変更又は延長することができる。 (雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学術調査員に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

活動計画書

(元号) 年 月 日

国立大学法人電気通信大学

UECコミュニケーションミュージアム

館長 殿

ふりがな

氏 名

生年月日 年 月 日

現住所

電話番号

電子メール

展示室	第	展示室								
活動内容										
活動予定	時	期	項	目						
備考										

※新規の場合は別途略歴等を付して提出してください。